

日高町地域包括支援システム及び居宅介護支援システム更新業務 仕様書

1. 件名

日高町地域包括支援システム及び居宅介護支援システム更新業務

2. 目的

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の業務に対応するためそれぞれシステムを導入し、各業務の効率化及び迅速化を図っているところではあるが、現行システムが令和6年8月末で契約期間満了となる。

地域における高齢者等に対する効果的な支援や各事業の適性実施、ICTの活用による更なる事務処理の効率化及び情報管理及び評価を行うためのシステムの導入を目的とする。

3. 履行期間

システム構築等期間 契約締結日から令和6年8月31日まで

システム運用保守期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（60ヶ月）

4. 業務概要

(1) システム導入対象場所

- ① 日高町門別地域包括支援センター
- ② 日高町日高地域包括支援センター
- ③ 日高町立門別居宅介護支援事業所
- ④ 日高町立日高居宅介護支援事業所

(2) 地域包括支援システム及び居宅介護支援システムの導入

5. 作業範囲

調達範囲は、本システムが稼働するために必要な機器等のハードウェア及びソフトウェアの調達、搬入、設置、設定、保守を含むものとする。

受託候補者として選定された者と日高町とが契約内容等について協議を行う。ただし協議が整わなかった場合には、合計点が次に高い者と協議を行うこととする。なお、運用保守業務の締結については、構築業務完了後、地方自治法234条の3に基づく長期継続契約にて契約締結予定である。

6. 基本情報

- (1) 高齢者人口 4,006人（令和6年3月末現在）
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント対象者
約180人（門別：約160人 日高：約20人）

- (3) 居宅介護支援利用者（町立居宅事業所）
約150人（門別：約125人 日高：約25人）

7. 基本要件

- (1) 本システムを導入するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること
- (2) 令和6年9月1日以降の業務遂行に支障が出ぬよう、既存システムから、既存システムベンダーと協議の上、データの移行を行うこと。
- (3) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、取扱説明書の納入及び担当者への教育、指導を行うこと。
- (4) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応できること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。

8. システム機能要件

本システムに求める必要最低限の要件は以下のとおりとする。提示したシステム要件以外に有効な機能やサービスが提供できる場合は、積極的に提案すること。

(1) 共通

- ・対象者及びシステムの機能選択がスムーズに行える画面設定であること。
- ・対象者への入力情報について、氏名の一部や生年月日等の他、担当者や要介護度等、業務効率が向上する検索方法が実装されていること。
- ・文例引用などによるデータ入力の簡素化により入力作業の軽減が図れること。
- ・介護保険サービス事業所、医療機関、その他地域資源（インフォーマルサービス等）の情報が管理できること。
- ・相談受付、利用者基本情報シートのデータ管理ができること。
- ・家族情報（ジェノグラム図）の作成ができること及び、関係者情報（住所、続柄、電話番号等）、要介護認定情報、障害者手帳情報等のデータ管理ができること。
- ・訪問実施状況、業務日誌の作成及び出力、その履歴が管理できること
- ・国民健康保険団体連合会に提出する「給付管理票」「請求書」のデータを作成できること。

(2) 地域包括支援システム

① 総合相談業務に関する機能

- ・業務に適した「相談票（新規・継続、相談日時、相談方法、相談経路なども含む）」データ管理ができること。
- ・総合相談における月次・年次の相談実人数の集計及び男女別、相談方法の別、相談者続柄の別等で、集計区分ごとの延べ件数が集計される統計資料が出力できること。

② 権利擁護業務に関する機能

- ・高齢者虐待情報のデータ管理ができること。

- ・相談、通報、届出受付票、高齢者虐待受付票、事実確認票、アセスメント要約票、高齢者虐待対応会議記録・計画書、高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書、高齢者虐待対応評価会議記録票の管理ができること。
- ③ 介護予防ケアマネジメント業務に関する機能
 - ・厚生労働省から示されている「基本チェックリスト（25項目）」のデータ管理ができること。
 - ・「基本チェックリスト」のリスク判定について自動判定ができること。
 - ・地域支援事業サービス実施前後の状態比較ができること。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業に関する機能
 - ・総合事業サービスコード等を管理できること。
- ⑤ 指定介護予防支援事業（総合事業対象者を含む）に関する機能
 - ・「介護予防サービス・支援計画表」のデータ管理ができること。
 - ・効率的にプラン作成ができるよう、他プラン複写、文例引用等の補助機能が実装されていること。
 - ・利用者毎に履歴管理が可能で、効率的な画面遷移ができること。
- ⑥ 他システムとのデータ連係に関する機能
 - ・日高町で管理する住民基本台帳情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。

(3) 居宅介護支援システム

- ① アセスメントは厚生労働省が定める項目に基づき、ケアプラン作成のための必要項目を記入でき、登録及び履歴の管理ができること。
- ② 居宅介護サービス計画書の作成・印刷ができること。
- ③ サービス担当者会議の内容、サービス担当者に対する照会（依頼）内容の作成及び印刷、履歴管理ができること。
- ④ サービス利用計画とサービス利用実績を管理できること。
- ⑤ 介護サービス事業所の情報について、登録、追記及び履歴管理できること。
- ⑥ 介護支援経過の登録及び印刷、履歴管理ができること。
- ⑦ モニタリング及び評価機能について、厚生労働省が定める必要項目を網羅し、過去の経過記録を参照できる機能を有し、継続的な管理が行えること。
- ⑧ タブレット等の機器を使用し、支援内容やその他記録の入力等が効率的に行えること。

9. 機能強化・法改正

- (1) ソフトウェアのバージョンアップ及び法改正の対応には更新プログラムの提供を行うこと。また、インストール、調整作業及び職員への操作教育について情報提供等を行うこと。

- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) サービス事業所との間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野の ICT 活用にむけた取組に対応できるシステムであること。

10. セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては日高町情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護及び情報漏洩対策を行うこと。また、導入時に職員への教育・指導を行うこと。

(1) システム操作時のセキュリティ対策

- ① ID・パスワードが設定可能なこと。
- ② システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- ③ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。
- ④ アクセスログ (ID・操作メニュー・操作内容) の記録及び出力ができること。
- ⑤ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。

(2) セキュリティ対策

ウイルス・不正侵入対策等のセキュリティ対策については、提案するシステム構成に合わせ、受注事業者にて十分な対応を行うこと。

11. 保守・サポート体制

システム本体及び機器等の保守については、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供、対応を行うこと。

12. 操作研修

- (1) システム稼働時は職員に対し、稼働前後のシステム操作研修期間を設けること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、日高町に提供すること。

13. 納品物検査

- (1) 本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、日高町が要求する機能及び性能を実装している必要があるため、納品物検査を職員立ち会いのもと、本稼働前に実施する。
- (2) 本業務契約締結後、速やかに受託者は職員に対して、本仕様書に記載された必須機能及び性能が実装されていることを説明し、証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては、納品物検査までに実装を済ませること。

- (3) 日高町契約規則を含む法令等に違反した場合や、納品物検査時に、本仕様書で求める必須機能や性能が実装されていない場合等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって日高町に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うこととする。

14. システムの稼働台数

- ・サーバー及び周辺機器：ネットワーク環境等による。
- ・クライアント機器：12台
(地域包括支援システム：12台・居宅介護支援システム：7台)
- ・プリンター：既存の物を使用する

(1) 設置機器内訳

- ① 門別地域包括支援センター：5台
- ② 日高地域包括支援センター：3台
- ③ 門別居宅介護支援事業所：4台
- ④ 日高居宅介護支援事業所：(3台 ※②と兼用)

(2) ソフト内訳

- ① 地域包括支援システム：12台
- ② 居宅介護支援システム：門別居宅4台・日高居宅3台